

第2章第11部

放射線治療

放射線治療料

放射線治療管理料

(区分の変更)

放射線治療管理料

- 1 1門照射又は対向2門照射を行った場合
- 2 非対向2門照射又は3門照射を行った場合
- 3 4門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合

放射線治療管理料

- 1 1門照射、対向2門照射又は外部照射を行った場合
- 2 非対向2門照射、3門照射又は腹腔内照射を行った場合
- 3 4門以上の照射、運動照射、原体照射又は組織内照射を行った場合

密封小線源治療

(区分の見直し)

密封小線源治療

密封小線源治療 (一連につき)